

大阪市内版

# くらしを守る 制度の手引き

(2010年)

一人で悩まず  
民商に相談してね



発行 大阪商工団体連合会

<http://www.daiashoren.jpn.org>

## 市民税が非課税（均等割だけ）になると、負担が軽くなります！

### 《すべての方が・・・》

- 国民健康保険料が安くなります・・・ 3ページ
- 国民年金保険料が全額免除になります・・・ 5ページ
- 入院食事代が減額されます・・・ 11ページ
- 高額医療費の自己負担額が安くなります・・・ 12ページ

### 《若い世代・子育て世代の方・・・》

- お産の費用が安くなります・・・ 15ページ
- 児童手当・母子手当が受けられます・・・ 15・16ページ
- 保育料が無料になります・・・ 18ページ
- 小・中学校の就学援助金が受けられます・・・ 18ページ
- 府（市）立高校の授業料が免除されます・・・ 19ページ
- 高校生に大阪市奨学金が支給されます・・・ 20ページ

### 《高齢者の方に・・・》

- 老人医療費の自己負担額が安くなります・・・ 7ページ
- 後期高齢者の医療費が安くなります・・・ 8ページ
- 介護保険料と介護サービスの負担金が安くなります・・・ 9ページ
- 固定資産税が減額されます・・・ 10ページ

## 市民税が非課税でなくても利用できます！

- 公営住宅に申し込みます・・・ 14ページ
- 幼稚園の就援奨励費がでます・・・ 18ページ
- 子どもの進学資金の貸付がうけられます・・・ 20・21ページ

## 税率変更による市民税の調整控除額

- ① 課税所得 200 万円以下（A B のいずれか小さい額×5%）  
A：人的控除額の差の合計額 B：市民税の課税所得金額
- ② 課税所得 200 万円超  $\{ \text{人的控除の差の合計額} - \frac{\text{市民税の課税所得} - 200 \text{万円}}{\dots} \} \times 5\%$   
( ) 内が 5 万円未満の場合は 5 万円

# 市民税の非課税（いろいろな制度が利用できます）

## ●均等割非課税の基準と計算方法

35万円×（世帯人数）＋21万円　　・・ただし単身世帯は35万円

## ●所得割非課税の基準と計算方法

35万円×（世帯人数）＋32万円　　・・ただし単身世帯は35万円

## ●世帯人数＝（本人、控除対象配偶者、扶養親族）

世帯数	均等割非課税	所得割非課税
1人	35万円	35万円
2人	91万円	102万円
3人	126万円	137万円
4人	161万円	172万円
5人	196万円	207万円

\*上表とは別に、本人が障害者、未成年者、寡婦・寡夫の時、所得125万円以下は、均等割・所得割非課税になります。

# 市民税の減免 市民税の減免申請は納期内に支払いをせずして下さい。

対象となる人

1. ことしの所得額が前年所得額の10分の6以下に減少が見込まれる人  
（前年の所得が下記の基準以下の人）

世帯数	1人	2人	3人	4人
7割減	115万円	226万円	337万円	448万円
5割減	145万円	256万円	367万円	478万円

2. 失業している人（前年の給与収入が下記の表以下の人）

世帯数	1人	2人	3人	4人
免除	115万円	226万円	337万円	448万円
7割減	145万円	256万円	367万円	478万円

3. 障害者、未成年者、寡婦で前年の合計所得が150万円以下は5割軽減

4. 勤労学生で、①所得125万円以下は5割減 ②65万円以下は免除（学生証を提示）

# 国民健康保険料について

1. 税金の申告で国民健康保険料は次のように決まります (2009年6月現在)  
ただし、2010年6月の算定でまた変わります。

	医療分	後期高齢者支援分	介護分	合計
平等割	34,464 円	10,387 円	7,191 円	
均等割	19,880 円×人数	5,992 円×人数	5,771 円×人数	
所得割	(所得-33万) ×7.9%	(所得-33万) ×2.6%	(所得-33万) ×1.7%	
合計				
最高	47万円	12万円	10万円	69万円

65歳以上の介護保険料は9ページ参照

2. 高すぎる国保料の減免制度

**<法定軽減>** 平等割と均等割が減額されます。

世帯人数	7割軽減	5割軽減	2割軽減
1人	33万円	なし	68万
2人		57万5千円	103万
3人		82万円	138万
4人		106万5千円	173万
・ ・		1人増すごとに 24万5千円	1人増すごとに 35万円

※ 年金所得の場合は15万円を差し引いたあとで判定

**<申請減免>** ★ 3割減免は8月31日までに申請が必要です

世帯数	3割減免 (申請が必要)
1人	61万
2人	89万
3人	117万
4人	145万

## <所得割の減免>

営業不振・失業などで本年の見込み所得が前年比で  
30%以上減少した場合、所得割が減免されます

### 所得割額の減免率

		前年中の所得（単位万円）										
		150 以下	200 以下	250 以下	300 以下	350 以下	400 以下	450 以下	500 以下	550 以下	600 以下	600 超
所得 減少 率 %	100	100	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55
	90以上	100	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50
	80以上	95	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45
	70以上	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45	40
	60以上	85	80	75	70	65	60	55	50	45	40	35
	50以上	80	75	70	65	60	55	50	45	40	35	30
	40以上	75	70	65	60	55	50	45	40	35	30	25
	30以上	70	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20

※ 所得制限があります。世帯全員の所得金額の合計が800万円以下の世帯。

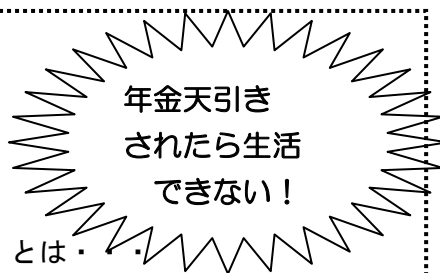
### 3. 災害にあわれた方の減免

震災・風水害・火災にあわれた方に被害の状況に応じて減免されます（り災証明書等が必要）

65歳以上74歳未満の国保料が年金から天引きに

分納している人は

除外申請を行いましょ



◆国保料が年金から天引きされる対象者（特別徴収対象者）とは・

世帯内の国保加入者 全員が65才以上75歳未満の世帯の世帯主（擬制世帯主は除く）で、  
 下記の①、②をとともに満たす者

①年額18万円以上の年金を受給していること

②国保保険料と介護保険料の合計額が年金額の2分の1を超えていないこと

◆特別徴収の判定例

例1 世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳 →特別徴収

例2 世帯主（国保）72歳、妻（国保）63歳 →普通徴収

例3 世帯主（後期高齢、擬制世帯主）78歳、妻（国保）68歳 →普通徴収

例4 世帯主（社保、擬制世帯主）72歳、妻（国保）68歳 →普通徴収

例5 世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳、子（国保）40歳 →普通徴収

例6 世帯主（国保）72歳、妻（国保）68歳、子（社保）40歳 →特別徴収

◆誕生月の半年後から年金天引きになるので、誕生月を迎えたら除外申請をしましょう。

# 国民年金の保険料と免除制度

## 国民年金の給付額

- 老齢年金給付 / 40年かけて65歳から支給された場合の年金額

79万2100円 (月額6万6000円)

- 障害年金 / 障害者になったときに支給される

1級障害 99万0100円 / 2級障害 79万2100円

障害になった日・前の1年間、保険料を払っているか、「免除」・「納付猶予」・「学生納付特例」となっていることが必要です。

## 国民年金の保険料

平成22年4月～ / 1ヵ月 14,660円

### <保険料免除の所得基準>

世帯数	全額免除	一部免除		
		3/4免除	半額免除	1/4免除
1人	57万円	93万円	141万円	189万円
2人	92万円	142万円	195万円	247万円
4人	162万円	230万円	282万円	335万円

\* 4分の3免除は、78万円+扶養親族等控除+社会保険料控除

\* 2分の1免除は、118万円+扶養親族等控除+社会保険料控除

\* 4分の1免除は、158万円+扶養親族等控除+社会保険料控除

失業の場合は特例減免の制度があります。

(・申請者本人の所得を除外して審査 ・通常の免除よりも給付時の額が多い)

- 国民年金の保険料未納期間があるために受給資格の期間を満たすことができない方は60歳から65歳に到達するまでの間、任意加入制度があります。

### <若年者納付猶予>

30才未満で本人の所得が57万円以下の場合、申請すれば保険料納付が猶予されます。

(資格期間に算入。年金額には反映しない。障害年金は支給)

### <学生納付特例>

親の所得に関係なく、学生本人の所得が118万円以下の場合、保険料納付が猶予されます。

(資格期間に算入。年金額には反映しない。障害年金は支給)

# 生活保護制度

生活保護は働いている、いないにかかわらず生活に困っている人ならだれでも申請し受ける権利があります。

下の表を参考にしてください。 表の額以内であればうけられます。

		4人世帯	高齢者2人世帯	高齢者単身世帯
		35才(夫) 30才(妻) 9才(小3) 4才	71才(夫) 64才(妻)	75才
生活 扶 助	第1類	35才 40,270 30才 40,270 9才 34,070 4才 26,350 $140960 \times 0.95 = 133912$	32,340 (71才) 36,100 (64才)	32,340 (75才)
	第2類	55,160	48,070	43,430
小計		189,072	116,510	75,770
加算(児童)		10,000		
教育補助		2,770		
住宅扶助		54,000	54,000	42,000
勤労控除		30,380	17,290	17,290
経費		20,000		
合計		<b>306,222</b>	<b>187,800</b>	<b>135,060</b>

◆母子、重度障害者、妊産婦などには扶助加算がつく場合があります。

◆月々の保護費でまかなえない分には一時扶助があります。

◇病院に行く交通費      ◇入学準備金      ◇被服費

◇住宅維持費              ◇転宅費用              ◇家具什器費      などがあります。

# 老人医療制度 (70歳以上の方)

高齢者の医療制度		
対象者	問合せ・申請・発行されるもの	自己負担
70歳以上 75歳未満	保険係 国民健康保険 高齢者受給者証	<p>●一部負担について 世帯の所得状況に応じてかかった医療費の <b>1割または3割</b> (注1)</p> <p><b>*70歳以上で市民税の課税所得が145万円以上の世帯は3割</b> (注2)</p> <p>ただし収入額が一定未満の方は申請により1割となります。 (注3)</p>
75才以上 後期高齢者 医療制度	保険係	<p>●自己負担限度額</p> <p>&lt;通院&gt;</p> <p>1割世帯 12,000円 3割世帯 44,400円</p> <p>&lt;入院&gt;</p> <p>1割世帯 44,000円 3割世帯 ↓ ↓ ↓ 80,100円+ (医療費-267,000円) ×1%</p> <p>入院時の食事代、保険診療外の費用は別途負担が必要</p> <p>※市民税非課税世帯は申請により減額されます。 通院 8,000円 入院 24,600円 (世帯全員の所得が0円の場合は1万5千円)</p>

(注1) 本来2割負担に改悪されたものが平成22年3月までは1割になります。

(注2) 下記の図表参照

「課税所得145万円とは」 所得の目安			
	営業所得	給与収入	年金収入
単身者	200万円未満	312万円未満	322万円未満
夫婦	233万円未満	359万円未満	355万円未満



(注3)

70歳以上の国民健康保険の被保険者で、一部負担割合「3割」の表示になっている  
「国民健康保険 高齢受給者証」のかたも、申請により「1割」になります

① 同一国保世帯に**70才以上の方が1人**だけの場合

前年中（1～7月は前々年）の**収入額が383万円**未満

② 同一国保世帯に**70才以上の方が2人以上**おられる場合

前年中（1～7月は前々年）の**収入額が520万円**未満

## 後期高齢者 医療制度

●対象 75才以上の方すべて

●保険料 均等割額 所得割額

47, 415円 + (総所得 - 33万円) × 8.68% = 保険料

\*最高限度額 50万円

※2010年は保険料の改定があり、7月に新しい保険料の通知が来ます。

●保険料（均等割部分）の軽減

○世帯（同一世帯内の被保険者と世帯主）の総所得金額が	
下記8.5割軽減世帯の被保険者であり、所得が0円になる人	9割※
33万円以内	7割（8・5割）※
33万円 + 24.5万円 × 被保険者数（被保険者である世帯主を除く）	5割
33万円 + 35万円 × 被保険者数	2割

※ 9割、8・5割軽減は、平成21年度まで。

●お子さんの社会保険の扶養になっていた人など保険料負担のなかったかたは・・・

※08年10月から09年3月末までは均等割が1割負担になっています（所得割は免除）

※09年4月以降は均等割が5割となります（所得割は免除）

●保険料の納め方

年額18万円以上の年金受給者は年金から天引き

天引きの対象にならない人は納付書や口座振替で9回に分けて納付します

# 介護保険制度

◎平成21～23年度の保険料 65才以上のかた (40才～65才未満は国保料に込み)

第1段階	高齢福祉年金受給者で、本人および世帯全員が市民税非課税	28,680円
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、合計所得+課税年金収入額が80万円以下	32,122円
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第2段階以外	43,020円
第4段階	本人は市民税非課税、世帯に市民税課税者がいて合計所得+課税年金収入額が80万円以下	48,756円
第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいる第4段階以外	57,360円
第6段階	合計所得金額が125万円以下	63,096円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得が125万円超200万円未満	71,700円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得が200万円以上400万円未満	86,040円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得が400万円以上700万円未満	100,380円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得が700万円以上	114,720円

◎介護保険料の減免 (65才以上の方) 申請が必要です

第3段階 保険料額の2分の1に減額されます

第3段階までで、下記のすべてに該当するかたは減額の対象になります。

①世帯の年収が下記の金額以下である

1人世帯	2人世帯
120万円	168万円

◎世帯人数が1人増えるごとに100万円を加算

②扶養をうけていない

③活用できる資産がない

④預貯金350万円以下

◎食費・居住費の負担や利用料も申請で軽減されます (市民税非課税世帯)

	高額介護サービス費の負担上限額 (月)	入院・入所中の食事代上限 (日)
第1段階	15,000円	300円
第2段階	15,000円	390円
第3段階	24,600円	650円

・入院・入所中の居住費 (光熱水費) の軽減 (1ヶ月)

※老人保健施設の従来型個室の場合

入院入所50,840円⇒15,190円～50,840円

# 固定資産税の減免

◎災害(火災・風水害など)により資産に被害を受けられた場合

◎生活扶助を受けている場合

◎次の条件すべてに当てはまる人(1/2に減額)

- ①世帯全員の前年中の所得が所得基準(右表)以下
- ②所有者が65歳以上、特別障害者、寡婦または寡夫
- ③資産が延べ床面積70㎡以下の自己居住用の家屋のみ
- ④固定資産税・都市計画税の年税額の合計が5万円以下

世帯数	所得基準
1人	35万円
2人	91万円
3人	126万円
4人	161万円

◎マンションの敷地に設置されている子どもの遊び場および集会所の面積が100平方メートル以上などの一定の要件を満たす場合

# 市営交通料金の割引

◆70才以上の高齢者は無料(敬老優待パス)

\*70歳の誕生日になったら区役所保健福祉センターへ申請します

◆障害者(身体・精神)は無料(同伴者1名も無料)から半額まで状況により軽減されます。

◆母子家庭の場合も割引があります。

# 水道料金減免制度

下の表に該当する世帯は基本料金が年間1万8,912円減免されます。

申し込みは水道局営業所かサービスステーションへ。

	対象となる世帯	必要書類
高齢者世帯	①65才以上ひとり暮らし世帯 ②夫婦どちらか65才以上で配偶者が60才以上 ③65歳以上ばかりの世帯 ④子どもが60歳以上の親子世帯	世帯全員の住民票
母子・父子世帯	18才未満の児童のいるひとり親世帯	市営交通割引証か児童扶養手当証書
重度障害者世帯	身体障害者 1・2級	身体障害者手帳

## 医療費の窓口負担の免除（国保加入者）

◆ 災害・失業などで所得が4割以上減少し、医療費の支払いが困難な時の制度です

◎ 次の3つの要件に該当する人

- ① 医療費が月に5,000円以上の場合の減免制度
- ② 3ヶ月以内に直る見込みのある人
- ③ 生活保護基準の135%以内の所得の人

## 入院給食費の減額

◆ 入院中の食事代は1食260円です。

- ① 市民税非課税世帯 1食210円
- ② ①に該当する方で、直近12ヶ月の入院日数が  
90日を超えている場合 1食160円
- ③ 市民税非課税世帯などで70歳以上の方 1食100円

## 世帯分離って知っていますか？

- ◎ 「**世帯非課税**」になると**後期高齢者医療費、介護保険料、利用料、医療費などが安くなります**
- ◎ **後期高齢者保険料の軽減判定にかかわる締めきり期限は**

**3月31日までに！！**

もともとご本人の所得が低い、または無いのに家族に課税者がいると「世帯課税」となり、介護保険料・利用料や医療費が高くなります。

そんなときは「世帯分離」ができます。これは、住民票を分けるということであり、同じ家に住んでいてもかまいません。世帯分離をすると、国民健康保険に新たに参加しなければなりませんが、実質的な負担はそれ以上はありません。

所得の無い方や少ない方は世帯分離によって「世帯非課税」になり、介護保険料、介護保険利用料やホテルコスト、医療費などが安くなります。

## 医療費の無料制度（乳幼児・児童・ひとり親家庭など）

次のような人は医療費が無料になります。

◎ 乳幼児0～6才（小学校就学前）の入院費と通院費

◎ 小学6年生までの児童の入院費

\* ただし自己負担限度額

医科・歯科別、入院・外来別に 月1000円

<所得制限>

	自営業者の所得	給与収入
父（母）、子1人	570万円	766万6千円
父、母、子1人	608万円	808万8千円
父、母、子2人	646万円	851万円
父、母、子3人	684万円	893万3千円

\* 母親は父親の扶養としてみます

◎ 母子（父子）家庭 高校卒業までの児童と母親（父親）の通院入院費。

<所得制限> 230万円未満（本人、扶養人数1人の場合）

\* ただし自己負担限度額

医科・歯科別、入院・外来別に 月1000円

◎ 身体障害者1・2級

## 高額医療費の支払い（70歳未満の場合）

◆ 入院の場合、同じ月の同じ医療機関への支払いは、「限度額適用認定書」を提示することにより「自己負担限度額」までになります。

入院したらすぐに「限度額認定書」交付の手続きをとりましょう。

保険証と印鑑を持参して区役所へ。

区分	自己負担限度額
上位所得者（所得633万円超）	150,000円＋（医療費－500,000円）×1%
一般	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%
市民税非課税世帯	35,400円

# 障害者手帳をとると各種制度がつかえます

	身体障害者手帳	養育手帳	精神障害者保健福祉手帳	備考
J R ・ 私鉄 ・ 航空機などの運賃割引	○※	○※	×	※長距離のみ
市営交通運賃割引	○	○	○	※一定の制約あり
タクシー料金割引	○	○	×	
マル優	○	○	○	
障害者控除	○	○	○	
自動車税 ・ 自動車取得税 減免	○	○	△※	※一級のみ
N H K 受信料減免	△	△※	○	※所得制限あり
文化施設等の入場料減免	○	○	○	

## 手帳取得の手順は次の通りです

- ①区役所の保健福祉センター保健福祉業務担当の窓口で相談し、申請書類の交付を受けます。
- ②指定医の診断を受け診断書を書いてもらいます。
- ③診断書と申請書類、顔写真を窓口に提出。
- ④手帳の交付を受ける。

## 障害者控除の認定をうけて、「障害者控除」をとろう！

大阪市は、障害者手帳などの交付を受けていないかたでも、「寝たきり」「認知症」の65歳以上の高齢者で「障害者に準ずる」場合は、申請すれば「障害者控除対象者認定書」が交付されます。認定されれば所得税・住民税の障害者控除を受けられます。

認定を受ける対象の高齢者が、控除対象配偶者や扶養親族に該当する場合でも受けられます。

### ◆介護保険の認定を受けている「寝たきり」「認知症」のかた

寝たきり度	B 1 以上	／	特別障害者
認知症	自立度Ⅲ a 以上	／	特別障害者
	自立度Ⅱ	／	障害者

※自立度Ⅱとは「家庭外でたびたび道に迷う」とか「買物や事務、金銭管理など、それまで出来たことにミスが目立つ」レベルです。

# 市営・府営・公団などの住宅申込み

## 《申し込み時期》

- ◆市営住宅 一般・単身者（新築・空家） 2月、7月  
福祉（老人、身障者、母子） 5月  
子育て世帯・親子近居 11月

〔\*一般、単身者応募で11回落選すると優先入居できる制度があります。  
\*随時募集もあります。問い合わせは「住まい公社・募集係6882-7024」〕

- ◆府営住宅 総合 5月、9月、1月（それぞれ期間は2週間程度）  
高齢者 6月、11月

## ◎府営住宅の入居基準

世帯数	自営業者の所得
2人	227.6万円
3人	265.6万円
4人	303.6万円
5人	341.6万円

## ◎すまいりんぐ住宅

大阪市・住宅供給公社が家賃10万～15万円（2DK～3LDK）のマンションを所得によって家賃の36%～16%を補助します。

# 新婚世帯向け家賃補助

市内の民間賃貸住宅に入居する新婚世帯に家賃の一部を補助します

※ 申請は婚姻届出後2年以内に行います。

婚姻届と家賃補助との申請の期間の開きかたによって補助期間が変わります。

- ◆家賃の実質負担額（家賃－住宅手当）と50,000円との差額

月額15,000円まで（受給開始後36ヶ月まで）

月額20,000円まで（受給開始後37ヶ月から） 最長72ヶ月

- ◆所得制限・・・自営所得430万5千円以下。給与収入で606万円未満。

# お産の費用（入院助産制度）

入院助産制度は、一定の条件があれば誰でも安い費用でお産をすることができます。

◆対象者 国保、社会保険に関係なく前年度の市民税非課税世帯  
ただし、上記以外でも失業、死亡、所得減少などの場合はケースバイケースですので相談ください。

◆ 指定病院があります。各行政区で確認してください

◆ 申請手続き 妊娠8ヶ月ぐらまでに（出産するまでに）

◆ 負担金 市民税などの金額によって負担額が変わります。

\*この制度を利用しても出産育児一時金はです。39万円

## 児童手当 「子ども手当」の財源で廃止される可能性も..!

10月、2月、6月の年3回、4ヶ月分がまとめて振込まれます

**注意!**

年齢	金額（月額）	
0才以上 3才未満	第1子	10,000
	第2子	10,000
	第3子以降	10,000
3才以上 12才	第1子	5,000
	第2子	5,000
	第3子以降	10,000

### 《所得制限》

	所得
父（母）、子1人	498万円
父、母、子1人	536万円
父、母、子2人	574万円
父、母、子3人	612万円

\*扶養人数が1人増すごとに38万円増

\*所得制限が緩和され、おおむね90%の人が対象になります。



# 母子家庭の児童扶養手当 18歳まで支給されます

## ◎全額支給（月額）

子ども1人の場合 41,720円です

2人目 5,000円 3人目以降 3,000円が加算されます

## ◎一部支給（月額）

子ども1人の場合 41,710円～9,850円です。

2人目 5,000円 3人目以降 3,000円が加算されます

(所得制限)

扶養親族等の数	母または養育者の所得金額	
	全部支給	一部支給
1人	57万円未満	230万円未満
2人	95万円未満	268万円未満
3人	133万円未満	306万円未満
4人	171万円未満	344万円未満

## (母と子1人の世帯の場合の支給額)

自営業者の所得	会社員の給与収入	支給額
57万円	122万円	41,720円(全額)
100万円	166万円	33,920円
130万円	211万円	28,380円
160万円	254万円	22,830円
190万円	297万円	17,280円
220万円	340万円	11,730円

# 保育料も所得税（市民税）によって決まる

## 平成21年度 大阪市保育料額

各月初日の在籍児童の属する世帯の階層区分		金額(月額)		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
定義				
生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)		円 0	円 0	円 0
すべての保護者が前年分の所得税を課せられていない世帯	前年度分の市町村民税非課税	0	0	0
	前年度分の市町村民税のうち均等割のみの課税	7,800 3,900	6,700 3,350	6,700 3,350
	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が6,400円未満	9,800 4,900	8,800 4,400	8,800 4,400
	前年度分の市町村民税のうち所得割課税額が6,400円以上	11,500 5,750	10,100 5,050	10,100 5,050
保護者のいずれかが、前年分の所得税を課せられている世帯	前年分の所得税課税額が800円未満	13,500 6,750	13,000 6,500	12,000 6,000
	前年分の所得税課税額が800円以上4,200円未満	15,200 7,600	14,700 7,350	13,600 6,800
	前年分の所得税課税額が4,200円以上8,500円未満	17,800 8,900	17,000 8,500	15,700 7,850
	前年分の所得税課税額が8,500円以上25,000円未満	21,000 10,500	19,200 9,600	17,600 8,800
	前年分の所得税課税額が25,000円以上40,000円未満	24,400 12,200	23,000 11,500	19,600 9,800
	前年分の所得税課税額が40,000円以上55,000円未満	27,800 13,900	24,100 12,050	20,100 10,050
	前年分の所得税課税額が55,000円以上70,000円未満	32,200 16,100	26,400 13,200	21,600 10,800
	前年分の所得税課税額が70,000円以上103,000円未満	38,900 19,450	30,500 15,250	24,500 12,250
	前年分の所得税課税額が103,000円以上183,000円未満	44,600 22,300	32,200 16,100	25,900 12,950
	前年分の所得税課税額が183,000円以上263,000円未満	48,200 24,100	33,800 16,900	27,400 13,700
	前年分の所得税課税額が263,000円以上413,000円未満	50,500 25,250	35,400 17,700	28,900 14,450
	前年分の所得税課税額が413,000円以上603,000円未満	52,200 26,100	36,900 18,450	30,300 15,150
	前年分の所得税課税額が603,000円以上	52,900 26,450	38,900 19,450	32,300 16,150

この表において、市町村民税とは配当控除、外国税額控除を、所得税とは配当控除、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、電子証明書特別控除及び外国税額控除を行う前の額をいう。

同一世帯から2人以上の児童が保育所に入所あるいは幼稚園、認定こども園、障害児通園施設等に入園している場合、1人目の児童は上段の金額が、2人目の児童は下段の金額が適用される。

# 保育料の減免

◇生活保護を受けるようになったとき

◇市民税が非課税、および均等割りのみ課税の世帯

# 幼稚園の就園奨励費

幼稚園児に就園奨励費が支給されます。園が6月ごろに用紙を配布します。

私立幼稚園 [平成21年度補助限度額]	1人目、最年長者	2人目	3人目以降
平成21年度の市民税が非課税世帯 または生活保護世帯	円以内 153,500	円以内 224,000 168,000	円以内 294,000 294,000
平成21年度市民税が均等割額のみ課税の世帯	116,300	206,000 135,000	294,000 294,000
平成21年度市民税の所得割額が 34,500円以下の世帯	88,400	192,000 110,000	294,000 294,000
平成21年度市民税所得割額が 34,501～183,000円以下の世帯	62,200	179,000 87,000	294,000 294,000

(下段は小学校1～3年生の兄・姉のいる場合。)

# 就学援助制度

◆申請対象者 すべての人

《支給額》 大阪市の場合、支給額が学校徴収金相当となっているため、学校によって金額が変わります。

小1	68,710円	小2	51,070円
小3	51,620円	小4	51,620円
小5	52,170円	小6	64,020円
中1	46,570円	中2	25,930円
中3	73,000円		

◇トラコーマ、結膜炎、中耳炎、虫歯などの医療費も支給されます。

国は来年度から公立高校の授業料を無料化する方針です  
 大阪府は年収 350 万円までは私立の授業料も無料化を決定!

## 高校授業料減免、助成制度

《対象者》 生活保護世帯、市民税の所得割非課税世帯など

(申請時期) 市民税の課税証明が交付される 6 月末、10 月 10 日、1 月 9 日

\* 第 1 期分の納入が 4 月 21 日のために、申請を予定するものについては「納入の猶予」を申し出ることができます。

在校生 4 月 2 日                      新入生 4 月 18 日

(授業料)        年間 1 4 万 4 0 0 0 円の全額免除

(基準)           市民税所得割の非課税世帯

世帯数	自営業者の所得	会社員の給与収入
3 人	1 4 0 万円	2 2 5 万円
4 人	1 7 5 万円	2 7 5 万円
5 人	2 1 0 万円	3 2 5 万円

### ◇私立高校、専修学校

申請時期 / 7 月頃

支給 / 12 月頃

授業料 / 学校によって  
 違いますが、  
 平均 2 0 万円

基準		補助額 (年額)
生活保護世帯		3 5 0, 0 0 0 円
市民税の課税所得	8 4 万円以下	2 5 0, 0 0 0 円
"	1 3 1 万円以下	1 5 0, 0 0 0 円
"	1 5 8 万円以下	1 0 0, 0 0 0 円
"	2 5 4 万円以下	6 0, 0 0 0 円

※ 大阪府内にある学校に限ります

### ◇廃業・経営不振・失業にともなう私立高校生の授業料減免

	減免の要件	必要書類
全額免除	○廃業 ○失業	○廃業届けの写し ○離職票
半額免除	今年の所得が前年の 5 0 % 以下に減少し、かつ、市民税課税所得が 9 8 万円以下になる見込み	①前年度市民税の写し ②今年の所得の見込みを証明するもの

\* 大阪府以外の学校生も対象になります (ただし 1 人 1 回限り)

# 各種奨学金、入学準備金（高校、高専、専門学校）

## ◆大阪市奨学費 年額 72,000円 返済する必要ありません。

(H22年度入学生より適用 前年度から半減の大幅改悪)

(申請時期) 5月 ※中3の予約は12月  
市民税の非課税世帯など所得の低い世帯

## ◆大阪府育英資金

### 奨学金貸付 <無利子>

- (貸付額) 年間10万円と授業料(軽減措置後)  
(所得制限) 市民税の課税所得362万円以下  
(返済) 卒業後(大学に行く人は大卒後)、4~16年、  
毎月8,000円~(貸付総額と返済年数で金額が変わります)  
(申請時期) 4月中~下旬頃(在学生) 10月中~下旬頃(中学3年対象)  
ともに学校で申請期間を指定しています。

### 入学資金貸付 <無利子>

(貸付額)

	高校	専修学校	大学
国公立	5万円以内	—	28万円以内
私立	25万円以内	25万円以内	28万円以内

(所得制限) 国公立 市民税の課税所得 167万円以下  
私立 ” 356万円以下

(返済) 進学した年の10月から3~8年、  
(高校等) 毎月2,000円~3,000円ずつ  
(大学等) 毎月3,500円  
半年払、年払も可能です。

(申請時期) 11月中~下旬頃(高校・高専) 9月上~中旬頃(大学)

# 定時制・通信制高校生（公立）の就学奨励費

(申請時期) 6月

(基準)

A. 親の所得基準

所得税のかからない所得控除額の19.2%以下

B. 本人の収入基準

年間所得279万円以下

\*本人が扶養親族を有しない場合



(貸付額) 月額14,000円

## 主な教育ローンの概要

[2009年8月現在]

機関名(名称)	貸付限度額	資格	返済期限	対象校
日本政策金融公庫 (国の教育ローン)	学生・生徒1人につき300万円以内	※子どもの数で変動 3人の場合は、世帯の年間収入が、給与所得者990万円以内、事業所得者770万円以内	15年以内 (母子家庭や交通遺児家庭は18年以内)	・高校・高専・大学・短大・大学院・専修学校・各種学校・予備校・経理学校・デザイン学校
雇用能力開発機構大阪センター (財形教育融資)	10万円～450万円(財形貯蓄残高の5倍以内)	財形貯蓄者	10年以内 (元金据置最長4年)	・高校・高専・大学・短大・大学院・専修学校・各種学校・予備校・外国の高校
銀行(府指定金融機関の教育ローン) りそな銀行	300万円以内 (1万円単位)	20歳～66歳未満で最終返済時の年齢が満75歳未満	10年以内	・幼稚園・小学校・中学校・高校・高専・大学・短大・大学院・専修学校・予備校

# 各種貸付金、融資

☆生活福祉資金貸付制度（障害者、高齢者がいる世帯、失業や低所得で生活困難な世帯）  
景気悪化の中で、生活の安定や自立をはかることを目的に一時的な資金として貸し付けを行う制度です。貸付メニューは様々ありますが、「生業を営むための費用」についての大阪府の条件は下記の通りです。

貸付限度額	280～460万円
据え置き期間	6か月
返済期限	10年以内
資金使途	設備資金のみ
申込窓口	各区の保健福祉センター

※障害者の場合、限度額460万円まで。  
金利は保証人なしの場合1.5%  
保証人有りの場合なし  
借入額の20%の自己資金が必要

☆離職者支援資金貸付 無担保、年利3%、保証人1名必要

廃業・失業中で再就職までの最長1年間、月20万円（単身者は10万円）の生活費を貸し付けます

---

## ☆大阪府（市）中小企業融資

小規模資金	1250万円	固定金利1.8%	7年返済
(09年6月現在)			
開業資金	2500万円	(担保・保証人なし)	※自己資金5分の1

## ☆日本政策金融公庫（旧国民生活金融公庫）

無担保無保証人	4800万円	金利2.25%	8年（設備15年）
新創業融資制度	1000万円	(担保・保証人なし)	※自己資金3分の1

## 行政の対応に納得いかない時は、民商と交渉しましょう

●申請書を出そうとしたら『それは無理です』と受け取ってくれなかった

⇒ 役所は提出されたものを受け取って速やかに審査を始めなければなりません。

「申請します」といって窓口においてくればよいのです。放置することはできないことになっています（行政手続法7条）

●申請が「不許可」になったが理由を教えてくれない

⇒ 行政は申請を拒否する場合は原則として理由を示さなければなりません。（行政手続法8条）

●役所からいろいろなことを求められました。従わなければならないのでしょうか

⇒ 何のためにどういう内容を求めているのか、行政指導なら責任者は誰か尋ねましょう。

役所は明確に説明しなければなりません

**総務省発行パンフ** より抜粋